基労補発第0419001号 平成19年4月19日

都道府県労働局 労働基準部長 殿

> 厚生労働省労働基準局 労災補償部補償課長

「労災診療費算定基準について」の一部改定に伴う実施上の留意事項について

「労災診療費算定基準について」の一部改定については、平成19年4月19日付け基発第0419001号により指示されたところであるが、この運用に当たっては下記の事項に留意の上、その取扱いに遺漏のないよう留意されたい。

記

1 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、 運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料の逓減につい て

健康保険の診療報酬点数表の一部改正(以下「健保改正」という。)により、 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、 運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料(以下「疾患 別リハビリテーション料」という。)の逓減制が導入されたが、労災保険にお いては、健保点数表の疾患別リハビリテーション料の逓減制については適用 しないこととしたものであること。 2 心大血管疾患リハビリテーション医学管理料、脳血管疾患等リハビリテーション医学管理料、運動器リハビリテーション医学管理料及び呼吸器リハビ リテーション医学管理料について

健保改正により、心大血管疾患リハビリテーション医学管理料、脳血管疾患等リハビリテーション医学管理料、運動器リハビリテーション医学管理料及び呼吸器リハビリテーション医学管理料(以下「疾患別リハビリテーション医学管理料」という。)が設定されたが、労災保険においては、健保点数表の疾患別リハビリテーション医学管理料については適用しないこととしたものであること。

3 労災リハビリテーション評価計画書等について

健保改正により、疾患別リハビリテーション料に規定する算定日数の上限の除外対象患者の見直しが行われたことに伴い、算定日数の上限を超えて継続して疾患別リハビリテーションを行う患者のうち、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合は、診療報酬明細書の摘要欄に継続の理由等の必要事項を記載すること等が明確になった。

労災保険においては、健保における算定日数の上限を超えて疾患別リハビリテーションを行う患者のうち、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合(特掲診療料の施設基準等の別表第九の八第一号に掲げる患者であって、別表第九の九第一号に掲げる場合)については、以下のいずれかの措置を求めること。

- ① 診療費請求内訳書の摘要欄に継続の理由等の必要事項を記載すること。
- ② 労災リハビリテーション評価計画書を診療費請求内訳書に添付して提出すること。

なお、今回の健保改正により算定日数の上限の除外対象とならなかった傷病であって、算定日数の上限を超えて疾患別リハビリテーションを行う必要性及び効果が認められるものは、従前どおり労災リハビリテーション評価計画書を診療費請求内訳書に添付させること。

また、算定日数の上限を超えて疾患別リハビリテーションを行う場合(特 掲診療料の施設基準等の別表第九の八第二号に掲げる患者であって、別表第 九の九第二号に掲げる場合を除く。)は、従前どおり診療費審査委員会の医学 的な意見を踏まえた上で判断すること。

基労補発第0419002号 平成19年4月19日

日本医師会常任理事 石 井 正 三 殿

厚生労働省労働基準局 労災補償部補償課長

「労災診療費算定基準について」の一部改定に伴う実施上の留意事項について

標記につきましては、別紙のとおり都道府県労働局労働基準部長あて通知いたしましたので、都道府県医師会及び貴会会員に対する周知につきまして特段の御配意をお願いいたします。

基労補発第0419003号 平成19年4月19日

財団法人 労災保険情報センター 専務理事 菊 入 閲 雄 殿

> 厚生労働省労働基準局 労災補償部補償課長

「労災診療費算定基準について」の一部改定に伴う実施上の留意事項について

標記につきまして、別紙のとおり都道府県労働局労働基準部長あて通知しましたので、貴財団地方事務所に対する周知・徹底及び労災診療費の点検等に遺漏のないようお願いします。



基労補発第0419001号 平成19年4月19日

都道府県労働局 労働 基準部 長 殿

> 厚生労働省労働基準局 労災補償部補償課長

「労災診療費算定基準について」の一部改定に伴う実施上の留意事項について

「労災診療費算定基準について」の一部改定については、平成19年4月19日付け基発第0419001号により指示されたところであるが、この運用に当たっては下記の事項に留意の上、その取扱いに遺漏のないよう留意されたい。

記

1 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、 運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料の逓減につい て

健康保険の診療報酬点数表の一部改正(以下「健保改正」という。)により、 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、 運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料(以下「疾患 別リハビリテーション料」という。)の逓減制が導入されたが、労災保険にお いては、健保点数表の疾患別リハビリテーション料の逓減制については適用 しないこととしたものであること。 2 心大血管疾患リハビリテーション医学管理料、脳血管疾患等リハビリテーション医学管理料、運動器リハビリテーション医学管理料及び呼吸器リハビリテーション医学管理料について

健保改正により、心大血管疾患リハビリテーション医学管理料、脳血管疾患等リハビリテーション医学管理料、運動器リハビリテーション医学管理料及び呼吸器リハビリテーション医学管理料(以下「疾患別リハビリテーション医学管理料」という。)が設定されたが、労災保険においては、健保点数表の疾患別リハビリテーション医学管理料については適用しないこととしたものであること。

3 労災リハビリテーション評価計画書等について

健保改正により、疾患別リハビリテーション料に規定する算定日数の上限の除外対象患者の見直しが行われたことに伴い、算定日数の上限を超えて継続して疾患別リハビリテーションを行う患者のうち、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合は、診療報酬明細書の摘要欄に継続の理由等の必要事項を記載すること等が明確になった。

労災保険においては、健保における算定日数の上限を超えて疾患別リハビリテーションを行う患者のうち、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合(特掲診療料の施設基準等の別表第九の八第一号に掲げる患者であって、別表第九の九第一号に掲げる場合)については、以下のいずれかの措置を求めること。

- ① 診療費請求内訳書の摘要欄に継続の理由等の必要事項を記載すること。
- ② 労災リハビリテーション評価計画書を診療費請求内訳書に添付して提出すること。

なお、今回の健保改正により算定日数の上限の除外対象とならなかった傷病であって、算定日数の上限を超えて疾患別リハビリテーションを行う必要性及び効果が認められるものは、従前どおり労災リハビリテーション評価計画書を診療費請求内訳書に添付させること。

また、算定日数の上限を超えて疾患別リハビリテーションを行う場合(特 掲診療料の施設基準等の別表第九の八第二号に掲げる患者であって、別表第 九の九第二号に掲げる場合を除く。)は、従前どおり診療費審査委員会の医学 的な意見を踏まえた上で判断すること。